

公共施設使用料の見直し方針案に対する意見募集等の結果(概要)

No.	ご意見	市の考え方	「見直し方針」への反映
1	<p>○使用料の見直しは、利用者の減少につながり、マイナス効果となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負のスパイラル(利用者減→収入減) ・施策の低下(高齢者の社会参加、スポーツ振興等に影響) 	<p>○現状、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は2割程度に留まっており、利用する方・しない方の負担の公平を考えると適切とはいえない状況にあります。また、老朽化が進む施設の今後の費用確保も重要な事柄であり、使用料の見直しは必要なものと考えます。</p> <p>○しかしながら、市としましては、使用料の見直しにより、施設の利用者が大きく減少し、市の施策にも影響することは避けるべきと考えます。</p>	<p>○「第1章 基本的な考え方 (2)基本方針」の中に、「③施設の安定的な運営」を加え、下記の内容を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設がその役割を果たし安定的に運営していくことを念頭に置くこと ・見直しによる使用料が施設の利用状況等に大きな悪影響を与えないか考慮すること <p>○「第3章 その他の取扱い (3)急激な負担増への配慮」の内容を下記のとおり変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行使用料の1.5倍の範囲内で定める→1.3倍の範囲内で定める <p>○「第3章 その他の取扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に、「④高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p>
2	<p>○使用料を見直しするのではなく、他の努力をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の向上 ・市の行財政改革(収入増・支出減) 	<p>○施設の稼働率向上や他の行財政改革を進めるとともに、使用料の見直しにも取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>○稼働率については、使用料の算定において、現状の30%程度から10ポイント向上を目指した40%で計算する形としています。市が行うべき努力として、稼働率の向上に取り組む必要があると考えます。</p> <p>○行財政改革については、「行財政改革推進大綱」を定め、収入増加や支出削減の取組を進めています。使用料の見直しにあたっては、より一層の改革に取り組んでいく必要があると考えます。</p>	<p>○「第1章 基本的な考え方」の中に、「(3)見直しにあたって」を加え、下記の内容を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働率向上に努めること ・一層の行財政改革に努めること
3	<p>○使用料を見直すのであれば、利用しやすい施設、サービスの向上等につなげる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備(備品、修繕等) ・適正で効率的な運営(接遇、運営方法等) 	<p>○使用料の見直しにあたっては、あわせて、サービスの充実や適正で効率的な施設運営に、より一層の努力が必要と考えます。</p>	<p>○「第1章 基本的な考え方」の中に、「(3)見直しにあたって」を加え、下記の内容を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕、備品など利用環境の改善に努めること(使用料収入の状況を精査し一定の配慮) ・接遇、運営方法など適正で効率的な運営に努めること
4	<p>○新使用料は、現行使用料の1.5倍の範囲内となっているが、新たに使用料を設定する場合は整合性がとれない。</p>	<p>○新たに使用料を設定する場合は、その他の施設との整合性が取れない形となるため、同種施設の料金に合わせる等の対応が必要と考えます。</p>	<p>○「第3章 その他の取扱い (3)急激な負担増への配慮」の中に、下記の内容を加えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに使用料を設定する場合は、同種施設との均衡を考慮して新使用料を定めること
5	<p>○算出した新使用料が現行使用料より下がる場合は、下げなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下げる必要はない ・据え置いて施設の改善へ 	<p>○施設にかかる経費をもとに算出した原価に受益者負担割合を乗じて使用料を定めることを基本の形としており、計算の結果、料金が下がる場合も生じます。</p> <p>○しかしながら、急激な変動の抑制、施設維持管理経費の確保の観点から一定の配慮は必要と考えます。</p>	<p>○「第3章 その他の取扱い (3)急激な負担増への配慮」を「(3)急激な負担増減への配慮」に変更し、下記の内容を加えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新使用料は現行使用料の0.7倍以上で定めること <p>○「第1章 基本的な考え方」の中に、「(3)見直しにあたって」を加え、下記の内容を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕、備品など利用環境の改善に努めること(使用料収入の状況を精査し一定の配慮)
6	<p>○貸館を行うすべての施設を一つのグループとして単価を算出するのはおかしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備等の違い(新しさ、質等) ・性質の違い(高齢者施設等) 	<p>○同種の施設をグループ分けし、統一的な単価を設定することで、使用料の平準化を図ることを基本にしています。</p> <p>○同じような大きさの部屋であれば、どの施設でも同じくらいの料金で借りることができるなど、市全域で施設を有効的に活用していくことにつなげるため、貸館を行うすべての施設を一つのグループとしています。</p> <p>○個々の施設の新しさや質の違いが、それぞれの施設の使用料に影響することは想定していません。</p> <p>○しかしながら、高齢者施設など施設の役割・性質等に応じた考慮は必要と考えます。</p>	<p>○「第3章 その他の取扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に、「④高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質等を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p>
7	<p>○高齢の方や障がいのある方に対する減額・免除を定めていただきたい。</p>	<p>○高齢の方や障がいのある方等の社会参加の促進等は必要な観点と考えます。受益者負担の原則の例外的な措置として、施設の役割・性質等に応じて適用できるものとします。</p>	<p>○「第3章 その他の取扱い (4)減額・免除の取扱い」の中に、「④高齢者・障がい者等が使用する場合(施設の役割・性質等を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合)」を加えます。</p>
8	<p>○減額・免除の対象から「市の後援事業」を外すことはやめていただきたい。</p>	<p>○使用料に減額・免除を適用すると、その費用は税金による負担となります。このため、受益者負担の原則の考えから、減額・免除を例外的な措置とし、「市が後援する事業に対する減額」について見直すことを案としたものであります。</p> <p>○しかしながら、各団体等が、現状の制度をベースに事業を展開していることも考慮する必要があると考えます。</p> <p>○後援事業に対する減額・免除について適用範囲に加えるとともに、団体等の収支や使用料の減額・免除の状況について精査し適正化に努めます。</p>	<p>○「第3章 その他の取扱い (4)減額・免除の取扱い ①市(教育委員会、行政委員含む。)が主催・共催する事業で使用する場合」の内容を下記のとおり変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催・共催する事業→後援を加える